

【報告 3】

〈憲法作者〉としての聖徳太子の近代

Orion KLAUTAU

21世紀の今日において、聖徳太子が日本に「憲法」なるものを初めてもたらした人物として捉えられていることは、多くのところで確認できるものである。

例えば、一万田尚登(1893-1894)が紙幣としての太子を「救った」という逸話は特に、有名である。敗戦後、GHQ の指令のもと、日本武尊、武内宿禰、坂上田村麻呂などが描かれた日本銀行券がすべて預金され、それらの人物が「軍国主義や封建制度の代表者」であったため、その肖像を新札に使うことは禁止された。そのような中、1946年6月から日本銀行総裁を務めた一万田は、聖徳太子はそれらの人物と異なり、十七条憲法で「和」を語った平和主義者であるから、その札を今後も使うよう、GHQ を説得したという。一万田はこのエピソードについて後に、「太子に救われた人は多かるうが、太子を救った人は私だけだろう」と、興味深く回想している次第である¹。

つまり、聖徳太子は憲法で「平和」を掲げたという理由で、その紙幣が戦後の世に残された、というわけである。その肖像を掲げた高額紙幣の支払停止からそれなりの時間が経った2022年の現在において、日本に一種の法的理念をもたらした人物としての聖徳太子のイメージは、言うまでもなくそれ以外の多くのところで再生産され続けている。その傾向は漫画やドラマなど、大衆文化のみならず、教育制度でも強くみられる——例えば、2018年の学習指導要領に基づいて作成された文科省検定教科書の『日本史B』のすべてが²、太子憲法の内容に言及し、それを古代の官吏への「訓戒²」や、日本初の「成文法³」と説明するものもある。

¹ 一万田尚登伝記・追悼録刊行会『一万田尚登 伝記・追悼録』(徳間書店、1986年)、pp. 70-71.

² 荒野泰典・他『高等学校 日本史B 新訂版』[日 B313](清水書院、第3版、2020年)、p. 25.

³ 渡部昇一・他『最新日本史 B』[日 B302](明成社、2020年)、p. 30.

すなわち、現在日本において、十七条憲法は聖徳太子のもっとも革新的な業績のひとつとして語られ、それゆえに、彼の「政治家」としてのイメージも極めて強い。しかし、今日にもっとも広がっているような、「憲法作者」であり一種の「政治家」としての太子像は、いつからみられるのか、必ずしも明らかでない。古代・中世までの太子は、奇跡を起こし、未来も預言し、黒駒に乗って空を駆ける存在であることは、今までの研究で十分、示されてきた⁴。その語り方において、憲法作成という要素は、他の事業に比べればあまり重要視されないが、近世において、そのイメージが少々展開していく。

江戸期には、それまでの異能者としての太子のイメージが持続するなかで、17世紀の偽書『先代旧事本紀大成経』の刊行により、太子の『五憲法』への関心も高まる。これは、『大成経』中の「憲法本紀」を抜き出したもので、『日本書紀』で示される「十七条」とほぼ同文である「通蒙憲法」に、「政治家」・「儒士」・「神職」・「釈氏」の四つの「憲法」を加えたテキストである⁵。『大成経』から独立して刊行されていった『聖徳太子五憲法』は、「憲法作者」としての太子のイメージを動かし、現在の太子像がそれに系譜しているところも少なくない。ただし、本稿では紙幅の関係上、太子のイメージが一種の「世俗化」を果たす明治期からの展開を考察したい。

実は近年、聖徳太子研究の第一人者たる仏教学者の石井公成に加え、宗教学者の保坂俊司も、近代における十七条憲法の再評価は、大日本帝国憲法が発布される前後の時期に行われるものではないか、という極めて重要な仮説を

⁴ 例えば、新川登亀男『聖徳太子の歴史学——記憶と創造の一四〇〇年』（講談社、2007年）、阿部泰郎『中世日本の宗教テキスト体系』（名古屋大学出版会、2013年）の第Ⅰ部「聖徳太子宗教テキストの世界」（27-149頁）、石井公成『聖徳太子——実像と伝説の間』（春秋社、2016年）、そして小峯和明『予言文学の語る中世——聖徳太子未来記と野馬台詩』（吉川弘文館、2019年）など。

⁵ ただし『書紀』掲載憲法の第2条「篤く三宝を敬え、三宝とは仏・法・僧なり」は第17条に移されて、内容は「篤く三法を敬え、その三法とは儒・仏・神なり」と変えられている。なお、『大成経』については、駒澤大学名誉教授の石井公成氏に加え、東北大学の曽根原理氏からも大きく学んだ。

提示している⁶。筆者は両者の指摘を受け、それを実証すべく1889年以降に発表された憲法解釈という類の著作を約40点通読し、聖徳太子および十七条憲法への言及を探った。

結果として、太子にまつわる記述は極めて稀であるのみならず、言及があればそれはむしろ、古今の両憲法の関係性を否定するものだったと判明した。当初の仮説からやや離れることとなったものの、近現代の太子像をめぐって、確かに貴重な成果も得た。それを字数が許す限り、下記に示して行く。

19世紀末における十七条憲法の語り方

大日本帝国憲法が公布される数日前の1889年2月7日の『朝日新聞』に、「憲法は如何なるものか」という社説がみられた。そこで、日本において「憲法なるもの」は「未だ曾て斯くの如き…あらず」、「昔し聖徳太子が定めたる十七ヶ条の憲法」はあったが、それは「今日に於て」、「何の効もあらず」と述べられている(東京・朝刊、1面)。すなわち、憲法公布を目前に発表されたこの社説は、言葉のレベルで両憲法の間隔を認めつつも、内容的な連続性を認めず、太子憲法はむしろ、明治の世では通用しないものとまで主張するのである。

このような態度はまさに、当時の憲法解釈においてみられるものである。例えば、早くも公布の同月に発表された『通俗憲法大意』(成文堂)で、著者の辰巳小次郎は太子憲法について、当時の人からしては憲法より「寧ろ官吏の信仰個条とも名附くべきもの」ではないかとし、それは「尽く道徳上の勤めに止りて、一も法律の範囲内に入るべきものなし」と述べる(3-4頁)。さらに翌3月に発表の坪谷善四郎『大日本帝国憲法註釈』(博文館)でも、類似の指摘が行われる——つまり、日本において太子憲法のことを「憲法」と呼ぶ「慣習」はあるが、その「十七条中ニハ道徳ノ規定」や「宗教ノ命令」なども混じっており、「今日ノ意味」での「憲法」にするのは「適當ナラサル」ものだという(573頁)。

⁶ 前掲の石井『聖徳太子』、21頁、そして保坂俊司「歴史的情報としての聖徳太子」(『国際情報学研究』創刊号、2021年3月)、158頁。

このような十七条憲法への視座は後に、法学者・有賀長雄(1860-1921)の研究でさらに定着していく。明治期を通して広く読まれた『日本古代法釈義』(牧野書房、1893年)で、有賀は上記の人物と同じく、太子憲法について「形式并実体ニ於テ法律ト称ス可キモノニ非ス」と述べるが、さらにもうひとつの問題を取り上げる。すなわち、「十七憲法」は、「摂政タリシ厩皇子ノ制定シ給ヒシ所」であり、「時ノ天皇ノ命令シ給ヒシ所」ではない点である。換言すれば、太子憲法はそもそも「詔勅」という形をとっていないため「法律」とは言えず、「道徳ノ準則」に過ぎないということになる(1-2頁)。この有賀の見解は、当時の多くの憲法論の枠内で繰り返され、一種の定説をなしていったと言える⁷。

なお、1890年代後半から生み出されていく新たな形で太子伝記で、以上のような見解は批判的ながらも受け継がれる。例えば、1895年3月発表の『聖徳太子』(仏教会)で、著者の蘭田宗恵はそれまでの語り方を踏襲し、十七条憲法を「教誨の語」に止まるものであるとし、当時に言われていたような「法令」ではないと断言している。とはいえ、蘭田からして、太子憲法に今日的な価値がなかったわけではない——その「主眼」は最終的に、「下民を撫育」することにあるのみならず、大衆との論議のうえで物事を決めると示すその第17条も、明治維新の基本方針たる五箇条の御誓文「万機公論」云々の「前駆」とも捉えられるため、深く「敬服」すべきという(71-72頁)。

蘭田著以降の太子伝記も、それと同様の語り方を示していく。1904年5月発表の境野黄洋による『聖徳太子伝』でも明治維新の先駆として太子の事業が示され(7-8頁)、翌年4月刊行の久米邦武『上宮太子実録』でも「良臣」を育てるための十七条憲法の今日的な価値が述べられる(197頁)。これらの作品では、太子の「憲法」と当時の「コンスティテューション」との本質的な相違が依然

⁷ 市村光恵『憲法要論』(有斐閣書房、1904年、120頁)、清水澄『国法学・第1編——憲法篇』(清水書店、1904年7月、3頁)、田中次郎『日本帝国憲法論』(博文館、1906年、8-9頁)、三浦藤作『帝国憲法集纂』(巖松堂書店、1921年、2-3頁)を参照。ただし有賀説に反論がなかったわけではない——例えば、村上专精「聖徳皇太子伝(承前)」(『仏教史林』第3号、1894年6月、205-206頁)や川合清丸「十七憲法和訳」(『日本国教大道叢誌』175号、1903年1月、31頁)などを見よ。

として強調されるものの、十七条の「道徳」としての価値が示され明治維新という大きな事業の視点から太子を評価しているのである。

明治天皇の死去と聖徳太子——今後の課題をめぐって

以上のように、特に日露戦争以降、明治維新のイメージと重ねて太子の事業を語る姿勢がさらに広まっていく。例えば、「五箇条の御誓文」の精神を改めて国民に知らしめようとした戊申詔書発布の数ヵ月後、曹洞宗僧の渡辺鶴雲は「明治維新の遠因を」、「聖徳太子の遺志」に求めるべきであると述べ、太子憲法を当時の「社会道徳の腐敗を撤回」するテキストとして評価している(『聖徳太子十七憲法講話』法の都社、1909年1月、緒言)。このような姿勢は、在家の華厳哲学研究者・亀谷聖馨の論説など、当時の他の仏教者の間にも窺えるものである(『精神講話』前川文栄閣、1911年、123-125頁)。

日露戦争期からすでに普及しつつあったこの語り方は、1912年7月末の明治天皇死去によってさらに顕著となり、憲法十七条の位置づけも次第に、変遷していくこととなる。そのような傾向は、1912年10月に発表された真宗大谷派の学僧・太藤順海の論考にうかがえる。彼は「明治天皇御一代の御治績を回顧すれば洪大無辺」と称えたとうえで、その「偉大なる御天子様」について、「有人は神武天皇の再来ならんと云ふ」が、太藤自身の考えでは、「聖徳太子の御再誕ではあるまいかと」述べる(「明治天皇と聖徳皇」『貫練』9-10、14頁)。

そして太藤はさらに、十七条憲法と明治憲法の精神の一致についても示唆し(16頁)、このような姿勢は大正期の過程で、広く一般化していく。例えば、浄土真宗本願寺派の僧侶で、後に東京帝国大学の教員ともなった島地大等は1916年に、十七条憲法を「単なる徳教」とするそれまでの語り方を否定し、「之れは明かに憲法に相違ない」と述べており(「聖徳太子の御事業」『信仰界』29-4、31頁)、また本願寺派の僧侶で、従軍布教使の経験もあった佐藤巖英も同年の論考で、太子憲法は「神聖なる現在の憲法と、少しも違はぬから」と断言している(「聖徳太子の憲法論」『信仰界』29-6、31頁)。この語りはさらに、2年後

の『聖徳太子小観』で、著名な国史学者・黒板勝美にも繰り返され、より広いオーディエンスに届けられることになったのである(聖徳太子一千三百年御忌奉賛会、1918年、39-40頁)。

以上、特に20世紀初頭から十七条憲法の位相が次第に変遷していったことを、複数の資料で確認してきた。大日本帝国憲法発布の当時、太子憲法は当時のそれと性質が異なると捉えられ、法律でなく「道徳」という領域のものであるとされた。しかし、日露戦争の頃より、むしろその道徳的な性格のゆえにこそ評価され、明治維新のシンボルの一つたる五箇条の御誓文とのアソシエーションも深まる。明治天皇死去後、道徳の範囲内で評価されていた太子憲法の精神は、明治憲法のそれと完全に一致するものとなり、聖徳太子自身のイメージも明治天皇像と重ねられていくプロセスが展開したことを、確認した。

明治天皇の死のインパクトが、太子像の変遷に影響したことは石井公成などの先学に指摘されているものの⁸、1910年代の後半から20年代にかけ、いわゆる「大正維新」が叫ばれるなかでそれがいかに展開したのかについては、さらなる検討が必要である。それに加えて、1925年の治安維持法の発布後、「国体」が次第に思想界のキーワードとなっていくなかで憲法十七条の再解釈がいかに行われたのかも検討し、広く近代日本における十七条憲法の解釈史を描くことに努めたい。

⁸ 石井公成「公開講演 聖徳太子論争はなぜ熱くなるのか」(『駒沢大学大学院仏教学研究會年報』40、2007年)、8頁。

編集後記

『学際日本研究』第3号をお届けいたします。

2020年に始まった日本学研究会は、コロナ禍のなかで年数回の研究会と年一回の大会を遠隔会議ツールなども使用しつつ開催し、各地から報告者を得て、着実にその成果をあげつつあります。その成果発表の場の一つとしての本誌も漸く第3号まで漕ぎつけることができました。この場をお借りしてご協力いただきました皆さまのご厚情に感謝申し上げます。

本号では論文2報と、そして大会の報告要旨を掲載することができました。2号までに比べますと若干ボリュームが少なくなっておりますが、テーマ・内容共に歯ごたえのあるものとなったと受け止めております。次号以降も継続して研究報告の場として、風通しのいい環境を維持しつつ進めて参りたいと思います。皆様のご参加をお待ちしております。

(MK/OK)

学際日本研究 第3号

2023年3月31日発行

| | |
|-------|---|
| 発行所 | 東北大学 日本学研究会 |
| 住所 | 〒980-8576 仙台市青葉区川内 27-1 東北大学文学研究科現代日本学研究室内 日本学研究会 事務局 |
| Tel | 022-795-3591 |
| 編集委員長 | 茂木謙之介 |
| 装丁 | 君島彩子 |
| 印刷所 | 株式会社 センキョウ |